

《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況

第1章 子ども・若者育成支援 施策の総合的な推進

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 国の動き

平成22年4月、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、10年が経過した。

この間、同年度及び27年度の2次にわたり、同法に基づく子供・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）を策定し、施策を総合的に推進してきた。

一方、大綱実施期間中、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の流行、さらには情報化、国際化、少子高齢化の急激な進行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化し、多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している。

このような中、平成31年に「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を設置し、同会議での新たな大綱の在り方等についての議論を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を図った上で、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。

第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

1 第2次青森県子ども・若者育成支援計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきた。

しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、新たな情報通信サービスの出現等に加え、経済社会構造が変化しており、こうしたことを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化や、生まれてから現在に至るまでの生育環境において様々な問題に直面し、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱えているなどの状況等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するため、平成30年3月に「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定した。

(1) 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定された「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画となる。

(2) 計画期間

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

(3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者とするが、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系

○ 基本理念 **あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ～**

- 【基本目標Ⅰ】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援**
 - 重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します
 - 重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します
- 【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援**
 - 重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります
 - 重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
 - 重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
 - 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します
 - 重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
 - 重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します
- 【基本目標Ⅲ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり**
 - 重点目標 11 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します
 - 重点目標 12 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します
 - 重点目標 13 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します
- 【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成**
 - 重点目標 14 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します
- 【基本目標Ⅴ】 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成**
 - 重点目標 15 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

平成25年1月に策定した「青森県子ども・若者育成支援推進計画」において、計画の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」（計22）を設定し、毎年度の数値の推移を公表してきた。

平成30年3月に策定した「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」においても、モニタリング指標を設定し、公表している。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。

3 県の推進体制

(1) 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の30課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

第2-1-1表 青森県青少年行政連絡会議構成課

<知事部局>21課

部局	課名	主な関係事務
総務部	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に関すること。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務に限る。）。 ・大学の整備促進に関すること。
企画政策部	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・県行政の広報及び広聴に関すること。
環境生活部	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の環境整備に関すること。 ・消費生活の安定及び向上の確保に関すること。 ・交通安全運動の推進に関すること。 ・犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

部局	課名	主な関係事務
環境生活部	青少年・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。 ・青少年育成の総合的な推進に関する事。 ・青森県青少年健全育成審議会に関する事。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な推進に関する事。 ・男女共同参画センターに関する事。
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産白神山地に関する事。 ・自然ふれあいセンター及び白神山地ビジターセンターに関する事。
健康福祉部	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員に関する事。 ・生活保護に関する事。
	がん・生活習慣病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関する事。 ・健康増進に関する事。 ・口こう保健に関する事。
	医療薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物に関する事。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する事。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する事。 ・採血業に関する事。
	高齢福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。 ・高齢社会対策の総合的な推進に関する事。
	こどもみらい課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉に関する事。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。 ・売春防止に関する事。 ・母子保健に関する事。 ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する事。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事（私立の幼稚園に係る認定子ども園に関する事務を除く。）。 ・子ども・子育て支援に関する事。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事。 ・児童相談所、婦人相談所、児童自立支援施設及び子ども家庭支援センターに関する事。
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉に関する事。 ・知的障害者福祉に関する事。 ・児童福祉法による障害児の福祉に関する事。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する事。 ・発達障害者支援に関する事。
商工労働部	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会連合会、商工会議所及び中小企業団体等に関する事。
	地域産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営診断及び支援に関する事。

部局	課名	主な関係業務
商工労働部	労政・能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉及び労働教育に関すること。 ・地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・公共職業訓練、認定職業訓練に関すること。 ・職業能力検定に関すること。 ・その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。
農林水産部	構造政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業構造政策の企画及び立案に関すること。 ・農林畜水産業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。 ・青年農業士に関すること。
	林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力対策に関すること。 ・林業の知識の普及に関すること。
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。
県土整備部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理及び保全に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関すること。 ・公園、緑地その他公共空地に関すること。
観光国際戦略局	観光企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備促進に関すること。 ・青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。 ・県立美術館及び浅虫水族館に関すること
	誘客交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・国際交流の総合的な推進に関すること。 ・海外技術協力に関すること。

<教育庁>5課

部局	課名	主な関係事務
教育庁	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導及び生徒指導等に関すること。
	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村立幼稚園、小学校及び中学校の管理の指導等並びに県立中学校及び高等学校の管理に関すること。
	学校施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備保全に関すること。 ・市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関すること。
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育及び家庭教育に関すること。 ・公民館及び図書館の設置及び管理の指導に関すること。 ・県立少年自然の家、県総合社会教育センターに関すること。
	スポーツ健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学校体育及び社会体育に関すること。 ・生涯スポーツの振興に関すること。

<警察本部>4課

部局	課名	主な関係事務
警察本部	生活安全 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。 ・犯罪の予防に関すること。
	少年女性 安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー対策に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。 ・子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。 ・少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。 ・少年の補導に関すること。 ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 ・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
	地域課	<ul style="list-style-type: none"> ・水難及び山岳遭難等の事故防止に関すること。
	交通企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の防止対策一般に関すること。 ・交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

(2) 青森県青少年健全育成審議会

ア 設置

平成18年4月、地方青少年問題協議会法に基づく「青森県青少年問題協議会」と、青森県青少年健全育成条例に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県附属機関に関する条例により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

イ 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員(24人以内)により組織され、青森県青少年健全育成条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」(12人以内)及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」(9人以内)が置かれている。

第2-1-2表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 3 学識経験を有する者	24人以内	2年	委員の互選

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 青少年の意識に関する調査と子ども・若者白書

青少年健全育成条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」(平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」)を隔年で作成している。

(4) 青森県青少年健全育成推進員

ア 経緯

青森県青少年健全育成条例に基づき、県は青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、実施する責務を有し、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、諸施策を積極的、効果的に実施する必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を設置している。

現在の定員は473人で、任期は2年となっている（再任を妨げない）。

イ 職務（活動）の内容

- (ア) 命を大切にすることを育む県民運動の推進に関すること。
- (イ) 研修への参加及び地域住民への情報提供に関すること。
- (ウ) 行政機関等との連絡及び協力に関すること。
- (エ) 青森県青少年健全育成条例の普及啓発に関すること。
- (オ) 青森県社会環境浄化一斉調査への協力に関すること。
- (カ) その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第2-1-3表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況（令和2年度）

活動内容	実施の有無（人）	
	有	無
1 地域活動の促進	250	44
2 行政機関等との連絡及び協力	165	129
3 青少年団体等の活動の促進及び指導者の育成	162	132
4 青少年問題に係る相談	84	210
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	171	123

資料：青少年・男女共同参画課

ウ 推進員の配置、定員及び担当区域

青森県青少年健全育成推進員は、県内各市町村に配置し、県全体の定員は473人。市町村別の定員は、第2-1-4表のとおりで、担当区域は、市町村の行政区域となっている。

第2-1-4表 青少年健全育成推進員市町村別定員

(令和3年4月1日現在)

市町村名		区分	定員	市町村名		区分	定員	市町村名		区分	定員
市	青森市		67	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町		6	上北郡	野辺地町		8
	弘前市		49		深浦町		7		七戸町		9
	八戸市		55		中泊町		8		六戸町		5
	黒石市		16		鶴田町		7		横浜町		3
	五所川原市		21		板柳町		7		東北町		11
	十和田市		18		計		35		おいらせ町		7
	三沢市		16	中・南津軽郡	西目屋村		3	六ヶ所村		6	
	むつ市		27		藤崎町		8	計		49	
	つがる市		20		大鰐町		6	三戸郡	三戸町		6
	平川市		12		田舎館村		5		五戸町		9
	計		301		計		22		田子町		5
	東津軽郡	平内町			7	下北郡	大間町			4	南部町
外ヶ浜町			4	東通村			3		階上町		5
今別町			3	風間浦村			3		新郷村		3
蓬田村			3	佐井村			3	計		36	
計			17	計			13	市 計		301	
								町 村 計		172	
						県 計		473			

資料：青少年・男女共同参画課

